

【関係漁業協同組合】郡上漁業協同組合

変 更 案	現 行	変更理由	施行予定 年月日								
第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、 口頭 又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、 第13条に規定する場合を除き、 第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。 第3条 略 (漁具・漁法の制限) 第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、置釣、友釣、つんつん、いかり、やすをいう。がり＝ずずいかりを除く。)、たも網に限るものとし、次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><td>漁具・漁法</td><td>規 模</td></tr><tr><td>友 釣</td><td>掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	友 釣	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内	第1条 略 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、置釣、友釣、つんつん、いかり、やすをいう。がり＝ずずいかりを除く。)たも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、置釣、友釣、つんつん、いかり、やすをいう。がり＝ずずいかりを除く。)たも網による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項 の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 第3条 略 (漁具・漁法の制限) 第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><td>漁具・漁法</td><td>規 模</td></tr><tr><td>友 釣</td><td>掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	友 釣	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内	漁具・漁法は第4条で規定することとし、文言を簡略化 条ズレの修正 第2条から漁具・漁法の規定を移行 時宜に合わせ規模	認可の日から
漁具・漁法	規 模										
友 釣	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内										
漁具・漁法	規 模										
友 釣	掛け針の数はイカリ4本以内、チラシ3本以内										

	<u>、チョウバリ二段以内</u> リール、ルアーの使用は禁止
たも網	網枠の直径 4 0 cm以内

第 5 条から第 7 条 略

(遊漁料の額及び納付方法)
第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣	3, 000円	14, 000円	3, 000円
あまご、いわな、うなぎ、こい、おいかわ、うぐい、あじめどじょう、かじか、よしのぼりにじます(以下雑魚という。)	手釣・竿釣 たも網	1, 500円	6, 000円	1, 500円
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣 たも網	—	19, 000円	—

	<u>リール、ルアーの使用は禁止</u>
たも網	網枠の直径 4 0 cm以内

第 5 条から第 7 条 略

(遊漁料の額及び納付方法)
第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。
○手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣	3, 000円	14, 000円	3, 000円
あまご、いわな、うなぎ、こい、おいかわ、うぐい、あじめどじょう、かじか、よしのぼりにじます(以下雑魚という。)	手釣・竿釣 たも網	1, 500円	6, 000円	1, 500円
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣 たも網	—	19, 000円	—

を追加

重複して
いる文言
の削除

あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳３級又は療育手帳の所持者）・女性	2,000円	10,000円
	満２５歳未満の者	無 料	無 料
雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳３級又は療育手帳の所持者）・女性	1,000円	4,000円
	満２５歳未満の者	無 料	無 料
あゆ・雑魚共通	心身障がい者（身体障害者手帳３級又は療育手帳の所持者）・女性	—	13,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出、若しくは、提示しなければならない。また、減免区分はいずれか一つを優先するものとし、重複して減免を受けることはできないものとする。

3 遊漁料は、組合に掲げる掲示板（ウェブサイトを含む）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合、第2項に掲げる者を除き、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳 3 級又は療育手帳の所持者）・女性	2,000円	10,000円
	満 2 5 歳未満の者	無 料	無 料
雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳 3 級又は療育手帳の所持者）・女性	1,000円	4,000円
	満 2 5 歳未満の者	無 料	無 料
あゆ・ 雑魚共通	心身障がい者（身体障害者手帳 3 級又は療育手帳の所持者）・女性	—	13,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出、若しくは、提示しなければならない。また、減免区分はいずれか一つを優先するものとし、重複して減免を受けることはできないものとする。

3 遊漁料は、組合に掲げる掲示板（ウェブサイトを含む）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

現場加算
額の納付
について
明記

(9) 発行者名 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 第1項(5)、(7)及び(8)については遊漁承認証に記載を省略し、別紙もしくは組合のホームページにより通知するものとする。 4 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 第10条から第12条 略 (違反者に対する措置) 第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。	(9) 発行者名 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。 3 第1項(5)、(7)及び(8)については遊漁承認証に記載を省略し、別紙もしくは組合のホームページにより通知するものとする。 4 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 第10条から第12条 略 第13条 略	条ズレの修正	
---	---	--------	--